

盛岡市敬老金条例の一部を改正する条例について

平成12年2月21日

保健福祉部

第1 改正の趣旨

盛岡市敬老金条例の一部を改正し、敬老金を贈る対象者及び額を改めるとともに、敬老金を贈る日を定めようとするものである。

第2 改正内容について

現 行		改 正 案	
対象者	額	対象者	額
77～87歳 (9月15日現在1年以上居住)	6千円	77歳 (9月15日現在1月以上居住)	1万円
88歳以上 (9月15日現在1年以上居住)	8千円	88歳 (9月15日現在1月以上居住)	1万円
_____	_____	100歳 (誕生日前1年以上居住)	10万円

平12  
今2000人 改正後  
12800人 2100人  
8700万円 2200万円

敬老金を贈る日

- ・ 77歳及び88歳 9月15日から9月30日までの間
- ・ 100歳 100歳の誕生日

第3 施行期日

平成12年 4月 1日